

# 福岡県公報

平成25年10月18日  
第3540号

## 目次

### 告示 (第1580号 - 第1596号)

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 6

### 公告

- 建築協定の認可 (建築指導課) ..... 6
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画交通課) ..... 6

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 7
  - 一般競争入札の実施 (教育庁財務課) ..... 8
  - 一般競争入札の実施 (教育庁財務課) ..... 11
  - 地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 (労働政策課) ..... 14
  - 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) ..... 14
- 公安委員会**
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 15

## 告示

### 福岡県告示第1580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
善導寺土地改良区	平成25年10月3日

### 福岡県告示第1581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年5月福岡県告示第930号福岡都市計画道路事業7・4・18号渡辺通春吉線の事業計画〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
平成21年5月29日から平成29年3月31日まで
- 2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第1582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
京 築 県道	鬼 木 三毛門 線		前	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	11.0 ～ 14.6	480.0	うち一般県道226号山内吉富線重用延長219.5 m
			前	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	9.4 ～ 14.6	495.5	
			後	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	11.0 ～ 14.6	480.0	うち一般県道226号山内吉富線重用延長219.5 m

**福岡県告示第1583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県道	福 土 吉 富 線		前	築上郡上毛町大字土佐井1227番1先から築上郡上毛町大字土佐井1228番1先まで	6.8 ～ 10.0	59.0
			後	築上郡上毛町大字土佐井1227番1先から築上郡上毛町大字土佐井1228番1先まで	9.6 ～ 10.4	59.0

**福岡県告示第1584号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話ドキュメント11月号	雑誌15115-11	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	ラジオライフ11月号	雑誌09155-11	株式会社三オブックス	

**福岡県告示第1585号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

築上郡築上町大字東八田800番、801番、802番1、802番2、803番、804番1、807番2、808番1、809番、810番2、811番1、812番1、814番1、814番6及び817番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

築上郡築上町大字東八田845番1

医療法人 宮崎リハビリテーション医院

理事長 宮崎 範文

福岡県告示第1586号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ねこの会

(2) 代表者の氏名

高木 静子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市杷木若市2214番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人でも家族や友人とともに地域で暮らすことができるように、障害福祉サービス事業や地域生活を支援する事業を行う。また、障がいの

ある人と地域住民との交流を図り、障がいのある人への社会の理解を深めるための啓発活動を行うことによって、だれもがいきいきと暮らせる福祉のまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		福岡摩線 前原	前	糸島市志摩芥屋26番10先 から 糸島市志摩岐志1289番先 まで	8.0 ～ 12.0	456.0
			後	糸島市志摩芥屋26番10先 から 糸島市志摩岐志1289番先 まで	12.0 ～ 15.0	456.0

福岡県告示第1588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	三 漕 線 上 陽	前	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1472.3
			前	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1452.3
			前	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1477.4
			後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1472.3
			後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1452.3
			後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 23.0	1465.3

**福岡県告示第1589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	三 漕 線 上 陽	八女郡広川町大字水原4516番1先から 八女郡広川町大字水原4582番先まで

**福岡県告示第1590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般国道	442号	前	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.4 ～ 13.5	303.1
			前	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.9 ～ 13.4	300.0
			後	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.4 ～ 13.5	303.1
			後	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.9 ～ 17.0	300.0

**福岡県告示第1591号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成25年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市黒木町木屋3798番1先から 八女市黒木町木屋2878番3先まで
八女	442号	八女市黒木町木屋3791番先から 八女市黒木町木屋2892番1先まで

**福岡県告示第1592号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	若津港線	前	大川市大字小保873番7先から 大川市大字小保834番1先まで	7.8 ～ 18.0	60.1
			後	大川市大字小保861番2先から 大川市大字小保834番1先まで	7.8 ～ 13.7	58.4

**福岡県告示第1593号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	若津港線	大川市大字小保861番2先から 大川市大字小保834番1先まで

**福岡県告示第1594号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	湯辺田瀬高線	前	みやま市瀬高町廣瀬739番1先から みやま市瀬高町廣瀬32番5先まで	8.0 ～ 46.0	522.6
			後	みやま市瀬高町廣瀬739番1先から みやま市瀬高町廣瀬32番5先まで	8.0 ～ 31.0	522.6

**福岡県告示第1595号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	湯辺田 瀬高線	みやま市瀬高町廣瀬739番1先から みやま市瀬高町廣瀬32番5先まで

#### 福岡県告示第1596号

解散した清算法人岩屋土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
宮本 信男	豊前市大字岩屋641番地1
高橋 義美	豊前市大字岩屋1701番地
五家 睦男	豊前市大字岩屋390番地
枝光 一海	豊前市大字岩屋1553番地2
渡邊 正雪	豊前市大字岩屋278番地
岩田 郁生	豊前市大字篠瀬657番地
野中 清重	豊前市大字篠瀬502番地
尾家 正士	豊前市大字岩屋631番地2
勝本 敏幸	豊前市大字篠瀬214番地
久恒 光弘	豊前市大字篠瀬260番地
畑 康穂	豊前市大字鳥井畑649番地1

五家 茂美	豊前市大字岩屋334番地1
友松 和清	豊前市大字岩屋99番地1

## 公告

#### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書は、同条第3項の規定により筑紫野市役所建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 建築協定の名称  
美しが丘D地区建築協定
- 建築協定区域  
筑紫野市美しが丘南六丁目4番2ほか
- 建築協定区域隣接地  
筑紫野市美しが丘南六丁目4番13ほか
- 認可年月日  
平成25年10月6日

#### 公告

平成25年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 日時  
平成25年10月24日 午後1時30分
- 会場  
福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

### 3 予定議案

- (1) 河川事業（広川河川改修事業）について
- (2) 河川事業（金丸川河川改修事業）について
- (3) 河川事業（上津荒木川河川改修事業）について
- (4) 河川事業（宝満川（曾根田川、山口川）河川改修事業）について
- (5) 河川事業（那珂川河川改修事業）について
- (6) 河川事業（江尻川河川改修事業）について
- (7) 河川事業（曲川河川改修事業）について
- (8) 河川事業（釣川（山田川）河川改修事業）について

### 4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

### 5 問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・ 福岡県立行橋高等学校外14校電力供給
- ・ 福岡県立玄洋高等学校外13校電力供給

#### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年11月7日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

福岡県立行橋高等学校外14校電力供給

## (2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成26年2月1日から平成27年1月31日まで

## (4) 供給場所

福岡県立青豊高等学校（豊前市青豊3-1）

福岡県立育徳館高等学校（京都郡みやこ町豊津973）

福岡県立行橋高等学校（行橋市泉中央一丁目17-1）

福岡県立小倉高等学校（北九州市小倉北区愛宕二丁目8-1）

福岡県立小倉東高等学校（北九州市小倉南区田原五丁目2-1）

福岡県立東筑高等学校（北九州市八幡西区則松二丁目2-24）

福岡県立折尾高等学校（北九州市八幡西区大膳二丁目23-1）

福岡県立中間高等学校（中間市朝霧五丁目1-1）

福岡県立光陵高等学校（福津市光陽台五丁目）

福岡県立田川高等学校（田川郡香春町中津原2055-1）

福岡県立鞍手高等学校（直方市大字山部810-7）

福岡県立筑豊高等学校（直方市大字植木100）

福岡県立小倉聴覚特別支援学校（北九州市小倉北区三郎丸二丁目9-1）

福岡県立川崎特別支援学校（田川郡川崎町大字川崎2343）

福岡県立直方聾学校（直方市大字感田346-1）

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年11月28日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立行橋高等学校

〒824-0034 行橋市泉中央一丁目17-1

電話番号 0930-23-0164

FAX番号 0930-23-9853

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

平成25年10月18日（金曜日）から同年11月8日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時45分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページに公開する。

#### 8 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送して行うものとする。

また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページに掲載し、また閲覧に供する。

##### (1) 受付場所

5の部局とする。

##### (2) 受付期間

平成25年10月21日（月曜日）から同年11月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時45分まで

##### (3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年11月27日（水曜日）午後4時45分まで

##### (4) 閲覧場所

福岡県立行橋高等学校 事務室

##### (5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年11月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時45分まで

#### 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

##### (1) 提出場所

5の部局とする。

##### (2) 提出期限

平成25年11月28日（木曜日）午後4時45分

##### (3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

#### 11 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

福岡県立行橋高等学校 事務室

行橋市泉中央一丁目17-1

##### (2) 日時

平成25年11月29日（金曜日）午前11時00分

#### 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める場所及び日時において行う。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したこと

を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to use in Fukuoka Prefectural school.
- (2) Contract term : From 1 February, 2014 through 31 January, 2015.
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural school.
- (4) Time limit for tender : 4:45 PM, 28 November, 2013.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available :  
Fukuoka Prefectural Yukuhashi high school, 1-17-1, Izumichuo,  
Yukuhashi-shi, Fukuoka, 824-0034, Japan.  
Tel : 0930-23-0164

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
福岡県立玄洋高等学校外13校電力供給
- (2) 契約の内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成26年2月1日から平成27年1月31日まで
- (4) 供給場所  
福岡県立宇美商業高等学校（糟屋郡宇美町井野52-1）  
福岡県立玄洋高等学校（福岡市西区大字田尻2490）  
福岡県立太宰府高等学校（太宰府市高雄三丁目4114）

- 福岡県立筑紫中央高等学校（大野城市中央二丁目12-1）  
福岡県立伝習館高等学校（柳川市本町142）  
福岡県立大牟田北高等学校（大牟田市大字甘木109）  
福岡県立ありあけ新世高等学校（大牟田市大字吉野1389-1）  
福岡県立八女農業高等学校（花宗農場）（八女市本町二丁目160）  
福岡県立八女農業高等学校（北山農場）（八女市立花町北山266-2）  
福岡県立浮羽究真館高等学校（うきは市吉井町生葉658）  
福岡県立朝倉高等学校（朝倉市甘木876）  
福岡県立朝倉光陽高等学校（朝倉市杷木古賀1765）  
福岡県立太宰府特別支援学校（太宰府市大字大佐野557-1）  
福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」（筑紫野市大字古賀304）  
福岡県立田主丸特別支援学校（久留米市田主丸町石垣1190-1）
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。  
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

- 平成25年11月28日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者  
(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者  
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者  
(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県立玄洋高等学校  
〒819-0383 福岡市西区大字田尻2490  
電話番号 092-806-3001  
FAX番号 092-806-9214
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成25年10月18日（金曜日）から同年11月8日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページに公開する。
- 8 仕様等に関する質疑応答  
仕様等に関する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送して行うものとする。  
また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページに掲載し、また閲覧に供する。
- (1) 受付場所  
5の部局とする。
- (2) 受付期間  
平成25年10月21日（月曜日）から同年11月11日（月曜日）までの県の休日を除く

毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年11月27日（水曜日）午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

福岡県立玄洋高等学校 事務室

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年11月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年11月28日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県立玄洋高等学校 事務室

福岡市西区大字田尻2490

(2) 日時

平成25年11月29日（金曜日）午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場

合にあっては、別に定める場所及び日時において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to use in Fukuoka Prefectural school.
- (2) Contract term : From 1 February, 2014 through 31 January, 2015.
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural school.
- (4) Time limit for tender : 5:00 PM, 28 November, 2013.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available :  
Fukuoka Prefectural Genyo high school, 2490, Tajiri, Nishi-ku,  
Fukuoka-shi, Fukuoka, 819-0383, Japan.

Tel : 092-806-3001

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県筑豊・京築地域雇用開発計画及び福岡県南筑後地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、各計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年10月7日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 山田土木	福岡県柳川市下宮永町 738-5	山田 登	平成21年6月1日 福岡県知事許可(般-21) 第72357号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法

人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成25年10月21日から平成25年11月19日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社山田土木は、平成23年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第265号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成25年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等

」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年11月21日（木）から同年11月28日（木）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年11月27日（木）から同年11月28日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

6名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が

通算して3年以上の者

#### 5 受講申込手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

平成25年11月5日（火）から同年11月7日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

##### (4) 必要書類

###### ア 新規取得講習

###### (ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

###### (イ) 添付すべき書類

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

###### イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し

(イ) 前記5(4)アに掲げる書面

##### (5) 講習受講手数料

###### ア 新規取得講習

34,000円

###### イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

##### (6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。  
また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。